

山形県警察交通機動隊の運営に関する訓令

平成17年3月31日

本部訓令第12号

最終改正 令和3年3月30日本部訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山形県警察交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交通機動隊は、交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる警察活動を行うことを任務とする。

- (1) 幹線道路等における機動警ら、自動車検問等を通じた交通の指導取締り及び交通事故発生時の初動措置に関すること。
- (2) 犯罪捜査の初動措置その他の警察活動に関すること。

(一部改正〔平成30年本部訓令第13号・令和3年6号〕)

(編成及び活動区域)

第3条 交通機動隊の編成及び活動区域は、別表のとおりとする。

(勤務制)

第4条 交通機動隊の勤務制は、毎日・時差制勤務とする。

(緊急活動)

第5条 隊員は、交通取締用無線自動車により活動している場合において、緊急配備の発令のあったときは、直ちに所要の活動を行わなければならない。

- 2 隊員は、重大事件又は事故の発生を認知したときは、直ちに出勤し、所要の初動活動に従事しなければならない。

(事件、事故等の措置)

第6条 隊員は、交通事故の届出を受け、又はこれを現認したときは、負傷者の救護、現場保存、目撃者等の確保、交通整理その他道路における危険防止等のため必要な初動措置を講ずるとともに、当該事故の発生地を管轄する警察署長に速やかに通報するものとする。

- 2 交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、交通事件を認知したときは、所要の捜査を行い、引継ぎ、送致等の措置をとるものとする。
- 3 隊長は、被疑者を逮捕したときは、関係警察署長に引致し、事件を引き継ぐものとする。
- 4 隊長は、保護、拾得物等を取り扱ったときは、必要な措置を講じた後、関係警察署長に

引き継ぐものとする。

(応援派遣)

第7条 所属長は、交通機動隊の応援を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、隊長を経由して警察本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 人員及び車両台数
- (3) 応援を必要とする理由
- (4) その他必要事項

2 他の所属の応援要請に基づき派遣された隊員は、原則として派遣先の所属長の指揮を受けるものとする。

(連携)

第8条 隊長は、交通機動隊の適正かつ効率的な運用を図るため、常に関係所属長との連携を密にし、協調に努めなければならない。

(教養訓練及び会議)

第9条 隊長は、必要な教養訓練を実施するとともに、必要に応じて会議を開催するものとする。

(受傷事故の防止)

第10条 隊員は、受傷事故を防止するため、優先意識を払拭して職務を遂行するとともに、体調の維持と車両の整備点検に努めなければならない。

(巡視)

第11条 隊長は、毎月1回以上分駐隊を巡視して、必要な指導監督及び教養を行うものとする。

(細部規定)

第12条 この訓令に定めるもののほか、交通機動隊の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 山形県警察高速交通機動隊の運営に関する訓令（平成15年3月本部訓令第14号）は、平成17年3月31日限り、廃止する。

附 則（平成27年2月23日本部訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日本部訓令第13号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第6号）

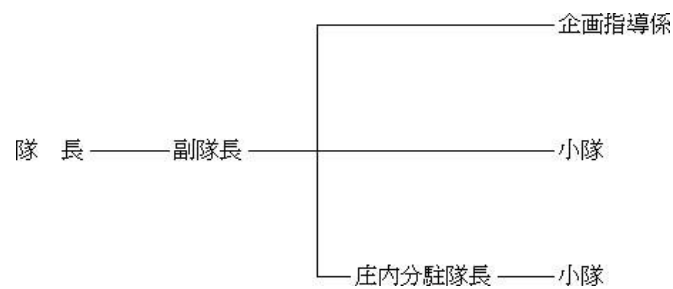
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（一部改正〔平成27年本部訓令第2号〕）

山形県警察交通機動隊の編成及び活動区域

1 編成



2 活動区域

名称	位置	活動区域
交通機動隊 (本隊)	天童市	山形、上山、天童、寒河江、村山、尾花沢、長井、小国南陽 及び米沢警察署の管轄区域
庄内分駐隊	庄内町	新庄、庄内、酒田及び鶴岡警察署の管轄区域